

平成 18 年 12 月 21 日

各 位

会社名 日本オラクル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 新宅 正明  
最高経営責任者  
(コード番号 4716 東証第一部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 松岡 繁  
最高財務責任者  
(TEL. 03-5213-6666)

### 平成 19 年 5 月期 中間配当および期末配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成18年12月21日開催の取締役会において、下記のとおり、平成18年11月30日を基準日とする中間配当を行うことを決議いたしました。また、平成19年5月期の期末配当予想につきましても下記のとおり修正いたしますのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 配当の内容

	決定内容	直近の配当予想 (平成18年7月6日公表)	前期実績 (平成18年5月期中間)
基準日	平成18年11月30日	同左	平成17年11月30日
1株当たり配当金	64円	70円	60円
配当金の総額	8,130百万円	—	7,619百万円
効力発生日	平成19年2月9日	—	平成18年2月9日

#### 2. 配当予想の修正の内容

基準日	1株当たり配当金(円)		
	中間期末	期末	年間
直近の当期配当予想 (平成18年7月6日公表)	70円	94円	164円
今回修正予想	—	100円	164円
当期実績	64円	—	—
前期実績 (平成18年5月期中間)	60円	90円	150円

#### 3. 修正の理由

当社は、経営上必要な内部留保を考慮しつつ、期間収益に関しては剰余金の配当として株主の皆様に対し積極的な利益還元を行うとの方針から、平成18年7月6日に公表した平成19年5月期の業績予想に基づき、平成19年5月期の中間配当を1株当たり70円、期末配当を1株当たり94円とする予想を公表いたしました。

その後、平成18年11月中間期の業績は当初の予想を上回り好調に推移いたしました。当中間期末において、当初予想どおりの中間配当を実施した場合、会社法第461条第2項に定められている分配可能額を超過することが判明いたしました。

これを回避する方策も検討いたしました。中間配当金の支払開始が遅延するおそれがあることから、平成19年5月期の中間配当は分配可能額の範囲内となる1株当たり64円に修正させていただきます。ただし、年間の1株当たり配当金の額は当初予想から変更なく、引き続き164円とさせていただきます。

なお、本修正は会社法上の取り扱いに起因するものであり、当社の当期業績予想に変更はありません。

以上